

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	クリーニング業法施行令	法令の番号	昭和28年政令第233号
許認可等の種類	クリーニング師免許証の再交付	根拠条項	第1条第3項
審査基準	<p>クリーニング師免許証の交付を受けた者で、免許証を破り、汚し、又は失った者であること。</p> <p>なお、申請書類は住所地を管轄する保健福祉事務所を経由して提出されたものであること。住所地が県外である場合は、生活衛生課に直接提出されたものであること。</p>		
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	生活衛生課
	交付機関	保健福祉事務所	
		標準処理期間	28日
		標準経由期間	7日
		目次NO	